

1 運行ルート及び利用実績

【中野区コミュニティ交通】

○運行計画

運行期間 令和7年10月1日～  
 始 発 8:25(01白鷺せせらぎ公園発)  
 終 発 17:40(01白鷺せせらぎ公園発)  
 本 数 全日12便(実証運行時:全日11便)  
 ダイヤ改正有  
 車 両 ワゴンタイプ、乗客定員10人  
 運 賃 大人200円、小児100円  
 高齢者割引証(70歳以上)の提示で  
 100円引き

ル ー ト K05系統のみ

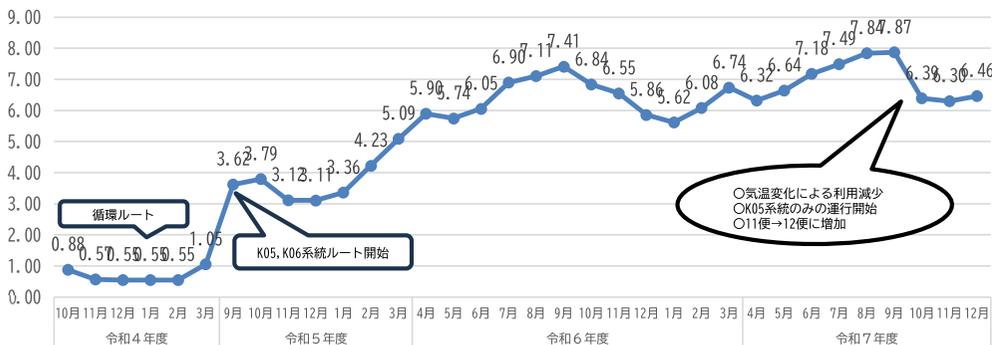
※双鷺橋落橋工事によりK06系統の運行不可。  
 下鷺橋落橋工事が今後予定されているため、  
 運行ルート変更の可能性あり。



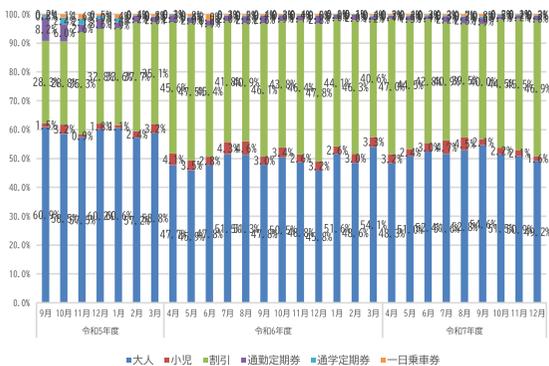
令和4年度      令和5年度      令和6年度      令和7年度(4月～12月)

平日	0.6人/便 (1,870人)	3.8人/便 (5,327人)	6.5人/便 (17,474人)	7.1人/便 (14,741人)
土休日	0.6人/便 (898人)	3.8人/便 (2,582人)	6.2人/便 (7,678人)	6.6人/便 (6,467人)
合計	0.6人/便 (2,768人)	3.8人/便 (7,909人)	6.4人/便 (25,152人)	6.9人/便 (21,208人)

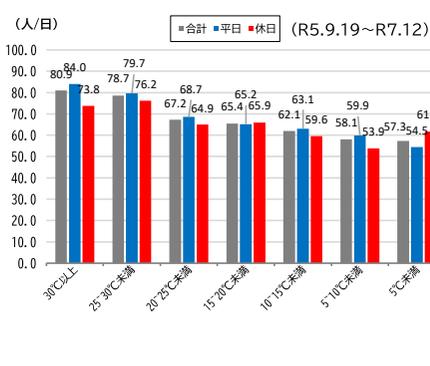
乗車人数/便



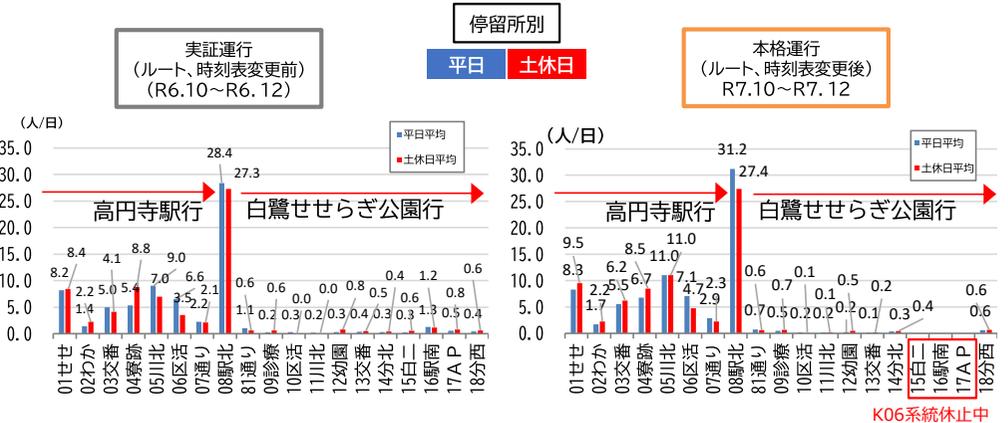
料金収受別利用者構成



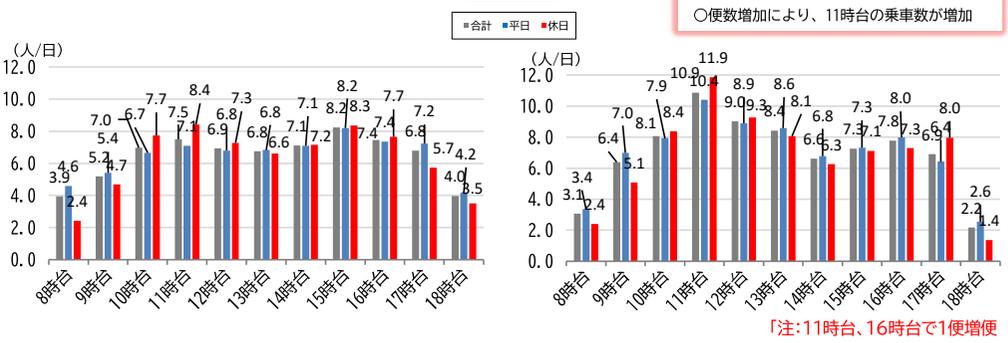
気温別



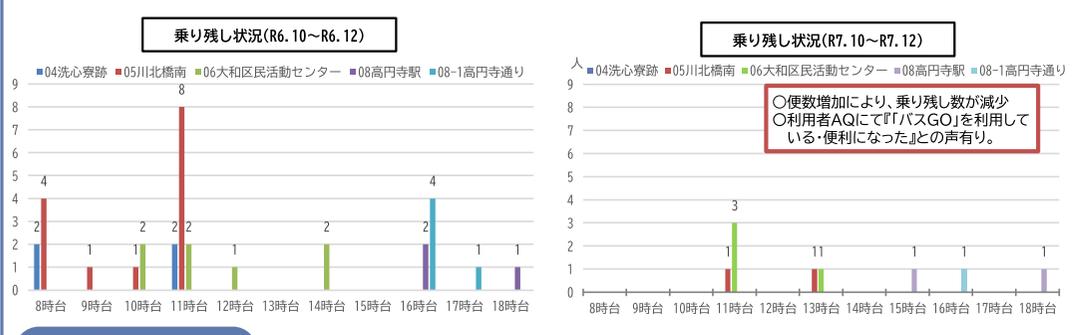
2 停留所、時間当たりの乗車状況



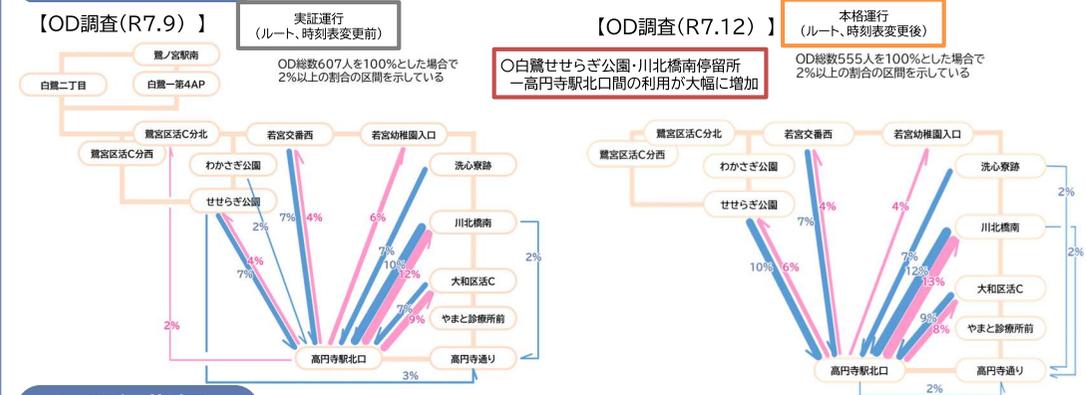
時間別



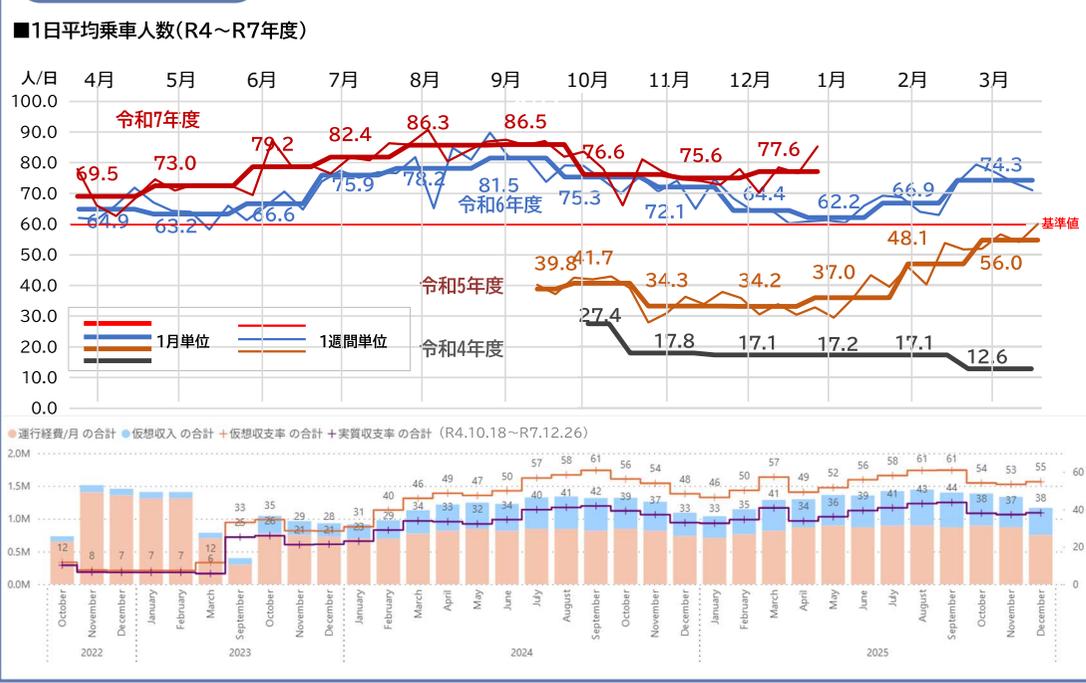
○便数増加により、11時台、16時台で1便増便



3 移動傾向



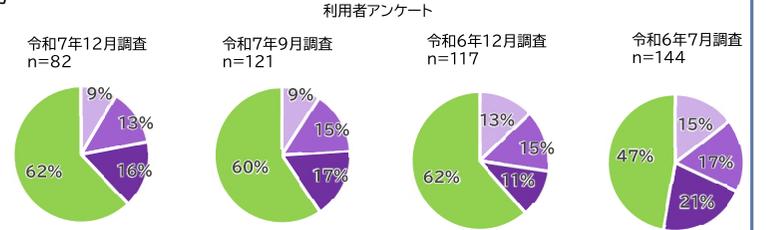
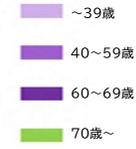
4 評価指標



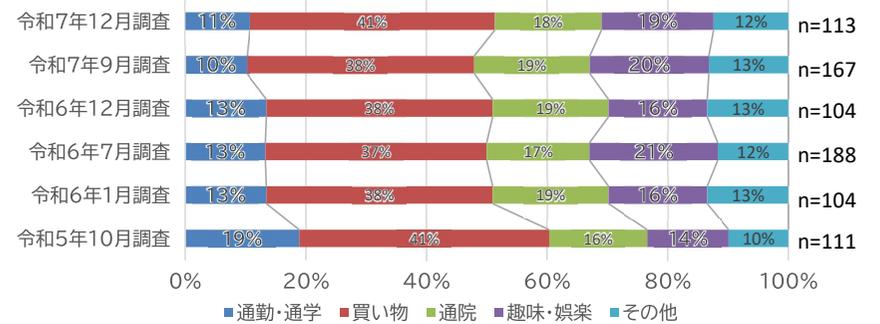
5 各種アンケート調査(抜粋)

①利用者の年齢、目的

■利用した人の年齢構成

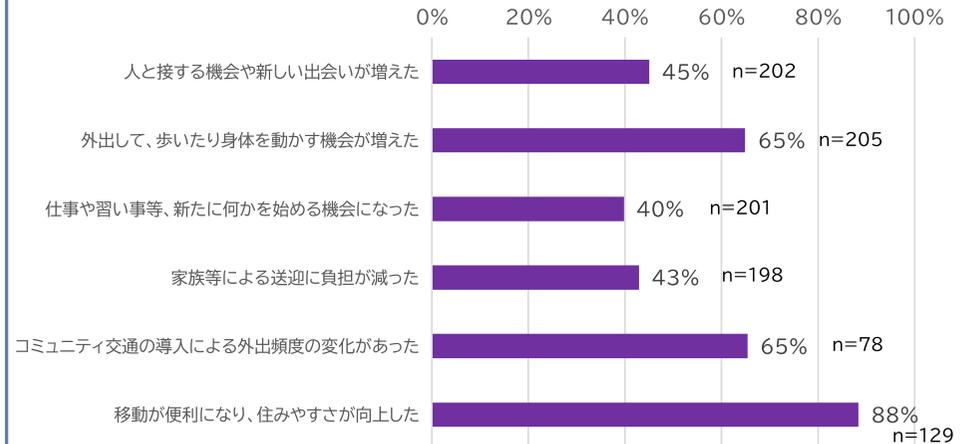


■利用した人の目的(令和7年9月・12月利用者アンケート) (複数回答)



②コミュニティ交通の効果について(令和7年9月・12月利用者アンケート)

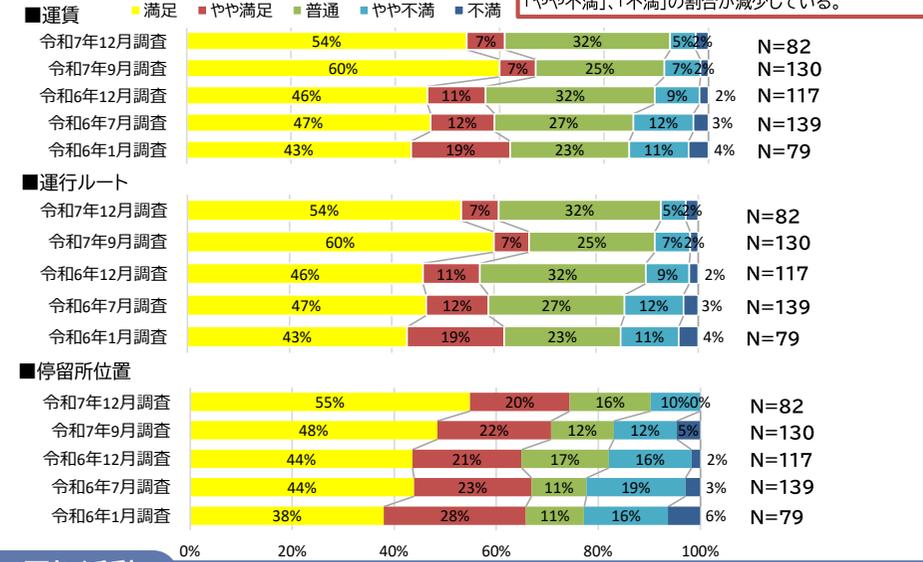
「思う」と回答した割合



〔注:「コミュニティ交通の導入による外出頻度の変化があった」は12月、「移動が便利になり、住みやすさが向上した」は9月のみの設問による回答〕

○買い物や通勤等、多目的で利用されており、コミュニティ交通の導入により多面的な効果が期待される。

③ 満足度(利用者アンケート)



6 周知活動

【周知用パンフレット】



主な変更点 中野区コミュニティ交通 運用開始  
 運行ルート、時刻表変更  
 配布期間 令和7年9月1日～より配布

7 愛称・ロゴマーク募集



○概要

実施内容 愛称・ロゴマーク募集  
 募集期間 令和7年12月8日～令和8年1月23日  
 応募方法 ①WEB(Logoフォーム) ②郵送  
 採用特典 ナカパイポイント5000円分贈呈

区及び地域交通勉強会にて最終決定。  
 令和7年度に結果を公表予定。

8 運賃改定

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に基ける協議が完了していることの証明書

令和8年1月23日に開催した中野区交通政策推進協議会運賃協議部会において、下記事項に關し、協議が完了したことを証明する。

- 協議が完了している運賃(料金)の種類及び運用方法  
 ○一般乗合旅客自動車運送事業者発行のIC全線定期券、一日乗車券の運用路線とし、設定運賃を適用する。  
 ○障害者等割引運賃は身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の持券者及び介護者1名までに対し適用し、普通運賃運賃の半額とする。
- 運賃を適用する路線又は営業区域  
 106系統 白鷺せせらぎ公園～高円寺駅～白鷺せせらぎ公園  
 108系統 白鷺せせらぎ公園～高円寺駅～鷺ノ宮駅～白鷺せせらぎ公園
- 適用する期間又は区間その他の条件を付し場合は、その条件上記 運用中
- 運賃を定めた一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称 関東バス株式会社

令和8年1月23日  
 中野区交通政策推進協議会運賃協議部会

○関東バス(株)路線バス運賃改定を実施予定。  
 これに伴い、当事業に適用しているIC全線定期券、一日乗車券、障害者等割引について運賃協議を行った。

【第2回中野区交通政策推進協議会運賃協議部会】

【日時】  
 令和8年1月23日(金)午後1時15分から午後1時25分  
 【主な意見】  
 意見、質問はなし

協議が調ったことの証明書(案)の内容について、異議なし。  
 出席者の過半数の賛成を得たため、協議が調っていることの証明書を発行した。

⇒令和8年1月26日(月)  
 運賃設定届出書を関東運輸局へ申請済

9 中野区コミュニティ交通導入ガイドライン

中野区では、鉄道や路線バス等による公共交通ネットワークの構築が難しい地域について、新たな交通手段の導入の可能性を検討するためのガイドラインを作成しました。

○目的

鉄道や路線バスのネットワークの構築が特に難しい地域を対象に、コミュニティ交通の導入に向けた地域住民による主体的な活動に対して区が支援するため、地域住民・交通事業者等・区の役割や手順、地域組織づくり、新たなコミュニティ交通の導入の流れなどを示した手引き「中野区コミュニティ交通導入ガイドライン」を作成、支援を行う。

○定義

地域住民の移動手段を確保するため、以下の条件に基づき導入・運行する交通サービスを、中野区では「コミュニティ交通」と定義します。  
 形態は、地域特性や需要に応じて多岐にわたります。(タクシー・バス・次世代モビリティなど)

○条件

- ①鉄道や路線バスのネットワークの構築が特に難しい地域を対象とする
- ②地域住民が地域組織を立ち上げ、主体的に活動を行う



中野区は、コミュニティ交通の導入に向けた地域住民の主体的な活動を支援します

- 1 概要  
中野区では、鉄道や路線バス等のネットワークの構築が特に難しい地域を対象に、コミュニティ交通の導入に向けた地域住民による主体的な活動を支援します。
- 2 コミュニティ交通とは  
地域住民の移動手段を確保するため、以下の2つの条件に基づき導入・運行する交通サービスを、中野区では「コミュニティ交通」と定義します。  
条件① 鉄道や路線バスのネットワークの構築が特に難しい地域を対象  
条件② 地域住民が地域組織を立ち上げ、主体的に活動を行う  
コミュニティ交通の形態は、地域特性や需要に応じて多岐にわたります。(タクシー・バス・次世代モビリティなど)
- 3 鉄道や路線バスのネットワークの構築が特に難しい地域とは  
鉄道や路線バスのネットワークの構築が特に難しい地域とは、中野区地域公共交通計画(※1)における公共交通サービス圏域のレベルを示す1～6のうち、レベル1に属する地域(右図を参照)となります。  
なおレベル1とは、鉄道駅・バス駅・シェアサイクルポートにいずれも圏域内(※2)にない地域ですが、右図は鉄道や路線バスを対象としており、シェアサイクルポートは除外しています。  
コミュニティ交通はあくまでも、既存の公共交通ネットワークを補完するものであり公共交通と競合が生じると、既存の公共交通ネットワークの縮小や停止リスクを高め、サービスレベルの低い地域の拡大が図りにくいことから、導入は慎重に検討する必要があります。
- 4 地域組織とは  
コミュニティ交通を導入・運行するには、地域住民が中心となり構成される「地域組織」を立ち上げ、区への登録の届け出を行う必要があります(参考資料1)に所載。その構成は、会の名称、目的、活動概要、会長等5つの作成項目が必要となります。  
この際、構成員5名以上かつその構成員の4/5以上が対象地域の居住者であることが、組織を立ち上げる条件となります。  
地域交通の課題解決には、地域の状況を最も理解している地域住民の主体的な活動の取組が不可欠です。  
活動内容の具体例としては、コミュニティ交通導入の検討や計画作成、停留所の指定や実施、運行の主体的な準備、事業継続のための利用促進などが想定されます。
- 5 コミュニティ交通導入までのSTEP  
STEP1 活動の準備  
1 同じ思いを持つ仲間を集めます  
2 継続的な活動ができる地域組織をつくります  
STEP2 区への届け出  
3 導入方針・構想をつくります  
STEP3 導入に向けた活動  
4 実証運行を行います  
5 本格運行を開始します

※1 中野区地域公共交通計画(令和6年12月)が策定された中野区地域公共交通基本方針に基づき、各圏域の公共交通サービスレベルを決定するものである。  
 ※2 中野区地域公共交通計画(令和6年12月)が策定された中野区地域公共交通基本方針に基づき、各圏域の公共交通サービスレベルを決定するものである。  
 ※3 中野区地域公共交通計画(令和6年12月)が策定された中野区地域公共交通基本方針に基づき、各圏域の公共交通サービスレベルを決定するものである。  
 ※4 中野区地域公共交通計画(令和6年12月)が策定された中野区地域公共交通基本方針に基づき、各圏域の公共交通サービスレベルを決定するものである。